

シンポジウム in 北信 プログラム



～誰もがあたりまえに地域で学び安心して暮らす～

13:30 開会

◇演題 『長野県医療的ケア児等支援センターの取り組みと
県内の状況について』

13:35～
基調講演

◇講師 亀井智泉さん
(長野県医療的ケア児等支援センター副センター長)

14:05～14:10 <休憩>

— 「学び」と「災害時の備え」を考える —

14:10～
シンポジウム

◇シンポジスト 小林 由香さん(当事者のご家族)
高山 和浩さん(長野市教育委員会)
原山 真理子さん(長野市保健所)
大久保 千枝さん(ほっとらいふ相談室)
小林 紀子さん(長野圏域療育コーディネーター)

◇コメンテーター 亀井 智泉さん(前掲)

◇コーディネーター 吉澤 利政 (長野県社会福祉士会副会長)

15:45 閉会

★参加方法★ 下記 URL もしくは QR コードから事前登録を行ってください。
事前登録後、確認メールが自動的に送信されます。

「 https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_s5Km-CMuQo2VSu4_c3k-aA 」



申込締切 11月4日(金)

☆研修当日は確認メールの「ウェビナーに参加」をクリックして
参加して下さい。当日の資料は後日配信します。

- ※ パソコン、タブレット、スマホ等からご参加いただけます。
- ※ 参加にかかるデータ通信料は参加者負担となりますので、ご了承ください。
- ※ ZOOM ウェビナーを使用しますので、参加者側の映像が表示されたり、音声がかかることはありません。

「誰もがあたりまえに
地域で学び安心して暮らす」

医療的ケア児・者支援シンポジウム IN 北信

『医療的ケア児等支援法』が施行され、長野県にも医療的ケア児等支援センターが開設されました。また、人工呼吸器を使うお子さんが、今年4月に公立中学校に入学、保護者の付き添いなしでの学校生活をスタートしています。
今回は、医療的ケア児等支援センター開設後の現状をお聞きし、医療的ケアが必要な子どもの「教育」と身近な問題になってきた「災害」についても現状を知り、考える機会とします。

時間 13:30～15:45

オンライン開催

※会場での参加もご相談にのります。

11.13(日)

参加無料

〈基調講演〉

長野県医療的ケア児等支援センター
副センター長

亀井智泉さん

内容

「長野県医療的ケア児等支援センター
の取り組みと、県内の状況について」

〈シンポジウム〉

小林由香さん(当事者のご家族)
高山和浩さん(長野市教育委員会)
原山真理子さん(長野市保健所)
大久保千枝さん(ほっとらいふ相談室)
小林紀子さん(長野圏域療育コーディネーター)

〈コーディネーター〉

長野県社会福祉士会
副会長：吉澤利政



※このシンポジウムは、赤い羽根共同募金配分金で開催されます。



主催/公益社団法人 長野県社会福祉士会事務局

TEL: 026-266-0294

FAX: 026-266-0339

E-mail: info@nacsw.jp

※このシンポジウムは、従来「重症心身障害児・者シンポジウム」で行っているものです。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

(令和3年法律第81号) (令和3年6月11日成立・同年6月18日公布)

◎医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与する

基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援
医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後も配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

国・地方公共団体の責務

保育所の設置者、学校の設置者等の責務

支援措置

国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援
→ 看護師等の配置

医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討事項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討
医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策/災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

長野県の状況

医療的ケア児支援センター：都道府県に一つ

「長野県医療的ケア児等支援センター」：今年4月1日に開設
【法14条で定める業務の範囲】

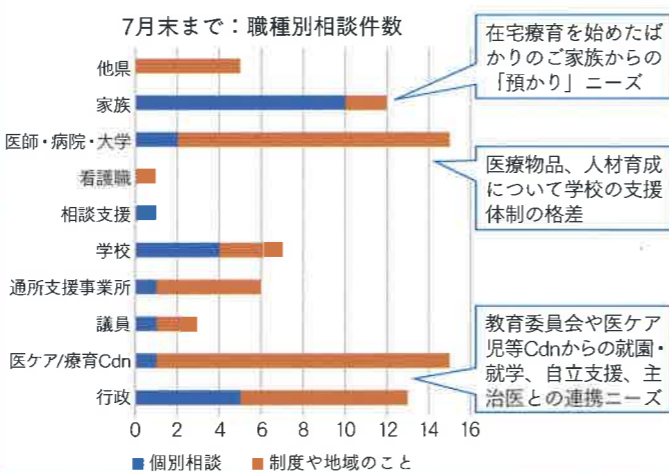
ア 医療的ケア児その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、または情報の提供もしくは助言その他の支援を行うこと。

イ 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下、「関係機関等」という。）並びにこれに従事する者に対し医療的ケアについての情報の提供及び研修を行うこと。

ウ 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等との連絡調整を行うこと。

エ アからウに掲げる業務に附帯する業務

医ケア児等支援センター開設から7月末までの相談対応



長野県の医療的ケア児の在籍状況

特別支援学校	H28年度		29年度		30年度		R元年度		2年度		3年度	
	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数	学校数	児童生徒数
	17	117	17	122	17	120	16	131	16	152	17	158
	25		30		31		33		36		42.6	
	117		122		120		131		152		158	
小中学校については国の「教育支援体制整備事業補助金」を活用した看護師配置実績												
小中学校	学校数						28		36		44	
	看護師数						56		70		87	
	児童生徒数						35		46		54	

(単位は人数)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯…「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっており、災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年台風第19号では約65%、令和2年7月豪雨では約70%であった
- 災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、個別避難計画の作成促進が重要

■災害対策基本法の改正（令和3年5月）

避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設

主な改定内容（記載の追加）

○優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成目標

- ・市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組む

○個人番号を活用した避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新

- ・個人番号（マイナンバー）を活用して、避難行動要支援者名簿・個別避難計画に記載する情報を取得できるようになり、自治体職員の業務負担の軽減や、現状に即した避難支援等につながる

○個別避難計画の作成に関する留意事項

- ・計画作成の業務には、本人の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要
- ・避難を支援する者の確保（個人とともに団体（自主防災組織や自治会等）も避難支援等実施者になり得る）
- ・避難を支援する者の負担感の軽減（複数人で役割分担をする、地域の避難訓練等を通じた支援者の輪を広げる取組）
- ・計画の作成後も、計画内容の改善や避難の実効性の向上につながるため、避難訓練を行うことが適切
- ・個別避難計画情報についての避難支援等関係者への提供（本人の同意又は条例に特別の定めがある場合は、平時から地域の自主防災組織や消防団、民生委員等の避難支援等関係者と情報を共有）
- ・社会福祉施設等から在宅に移る避難行動要支援者については、速やかに避難行動要支援者名簿に記載し、避難支援に切れ目が生じないように留意 など

★個別避難計画の作成が市町村の努力義務になりました！

市町村の防災担当者や福祉担当等の関係部署が共同して作成する。

